

省エネ基準適合性判定手数料（建築物省エネ法第11条、第12条関係）【R8.4.1】

① 一戸建ての住宅：

床面積(※1)の合計	金額(円)		
	仕様基準(※2)	仕様・計算併用法(※3)	標準計算法(※4)
200㎡未満のもの	19,470	27,740	38,300
200㎡以上のもの	20,980	30,660	42,840

② 共同住宅等（建築物全体）：

床面積の合計	金額(円)		
	仕様基準	仕様・計算併用法	標準計算法
300㎡未満のもの	36,780	55,490	77,360
300㎡以上2,000㎡未満のもの	63,830	93,460	128,750
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	115,770	162,840	219,660
5,000㎡以上のもの	174,200	238,070	314,870

※建築物全体の申請で共用部分を計算しない場合は、共用部分の床面積を除いた床面積の合計

③ 非住宅建築物（建築物全体）：

床面積の合計	金額(円)			
	工場等(※5)		工場等以外	
	モデル建物法(※6)	標準入力法等(※7)	モデル建物法	標準入力法等
300㎡未満のもの	20,440	24,810	94,930	248,290
300㎡以上1,000㎡未満のもの	30,280	35,320	126,310	326,430
1,000㎡以上2,000㎡未満のもの	43,020	49,180	166,560	422,560
2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	109,100	116,250	270,530	602,560
5,000㎡以上10,000㎡未満のもの	164,320	172,150	354,370	742,310
10,000㎡以上25,000㎡未満のもの	203,450	213,510	424,800	878,700
25,000㎡以上のもの	252,640	263,820	498,600	1,001,680

④ 複合建築物（建築物全体、住宅全体、非住宅全体）：②+③

- 増改築を行う場合は、増改築部分の床面積のみを対象として手数料を算定する。  
(既存部分の床面積は対象外)
- 計画変更の適合性判定手数料は、新規申請の手数を基本とし、変更後の床面積の区分に応じ、新規申請の額の2分の1に相当する額。(100円未満は切り捨て。)
- 軽微変更該当証明書の交付事務手数料は、計画変更の手数料に準じ、変更後の床面積の区分に応じ、新規申請の額の2分の1に相当する額。

※1 床面積・・・新築、増築又は改築する住宅部分若しくは非住宅部分の床面積

※2 仕様基準・・・「外皮」「一次エネルギー」の概算値と代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法

※3 仕様・計算併用法・・・外皮性能を仕様基準、一次エネルギー消費量を計算で評価（逆の組み合わせも可能）

※4 標準計算法・・・各室面積、仕様を入力して評価する詳細評価法

※5 工場等・・・建築基準法上の主たる用途が次のもの。

○工場 ○危険物の貯蔵又は処理に供するもの ○水産物の増殖場若しくは養殖場

○倉庫 ○卸売市場 ○火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※6 モデル建物法・・・採用する代表的な仕様のみを入力して評価する簡易評価法

※7 標準入力法等・・・各室面積、仕様を入力して評価する詳細評価法、その他モデル建物法以外の評価法